

『入会林野と所有者不明土地問題： 両者の峻別と現代の入会権論』

高村学人*・古積健三郎**・山下詠子***編著、岩波書店、2023年

茂木 愛一郎†

世界におけるコモンズへの関心の高まりは周知のことと言ってよいであろう。そして日本において歴史的に存立してきた林野等での入会いりあいの関係はコモンズの代表例として認められてきている。今日でも、様々な問題を抱えながらもなお存続している入会林野が国内にはあり、山を守ることに寄与している事例¹が少なくないことである。この認識を本書の著者たちが共有していることをまず指摘したい。しかしながら法制度の変革のなかでその入会林野にも影響の大きい事態が迫っている。その問題に対し法社会学の高村学人氏を代表に、民法学、森林政策学、同計画学、法と経済学を専攻する共著者²が集まり、各氏の知見が盛り込まれたものが本書である。

従って本書はタイトルにもあるように「入会林野と所有者不明土地問題」との関係論を論じており、コモンズそのものを扱った内容ではない。全国に広がる空き地、空き家、空き室問題のなかでも、深刻な空き地の背後にある所有者不明問題と入会林野が交叉した課題を扱っている。特に副題に「両者の峻別と現代の入会権論」とあるように、所有者不明を起している土地一般が入会林野であるというわけではなく、その意味での峻別と、入会林野固有に抱える課題を現代の入会権論として展開したものだと言ってよい。またコモンズとの関わりでは、高村氏自身がコモンズ論のなかで現在注目されている資源の過少利用状況を理論的に説明するアンチ・コモンズ論³に詳しく、所有者不明土地問題にそれを適用することを後半の章で行っていることがあげられる。

さてタイトルに記された所有者不明土地問題に関連しては、事態に責任のある関係者がそれを重

* 立命館大学政策科学部教授

** 中央大学大学院法務研究科教授

*** 東京農業大学地域環境科学部准教授

† 前立命館アジア太平洋大学非常勤講師（コモンズ論専攻）

mogi96@mars.dti.ne.jp

¹ 日本の入会林野をコモンズと捉えるとしても、それはリアリズムに基づき実証科学の対象とすべきことに言を俟たない。

² 編著者3名に加え、飯田高、片野洋平、林雅秀、松浦俊也、宮本麻子の各氏、計8名。

³ アンチ・コモンズの所有状態とは、多数の所有者が、希少な資源から他者の利用を排除する権利をもっており、誰一人として効率的な利用特権を有していない状態を指す。このため資源利用がロックされ過少利用状態に陥ったことをいう。本書で確認されるアンチ・コモンズは、著者も言うように法的アンチ・コモンズと称すべきもので、その他に空間的アンチ・コモンズなどもある。

くみて様々な法改革が実施され、民法の物権編も施行後初めてとなる大改正が行われている。特に相続登記が義務化され、変則型登記の解消をはかる法律が制定されたことにより、登記簿には真なる所有者の登記が求められることになり（立法化を通じてなされる登記重視の実務傾向を本書は「コンプライアンス型法化」と呼んでいる）、そのことが困難である入会地のあり方に甚大な影響を与える可能性があり、このことへの懸念が著者たちの研究開始の動機ともなっているようにみられる。

最近の法改革は、入会権につき何か定めたわけではない。さらに言えば所有者不明土地問題に伴う法改革では、入会権の扱いが論じられなかった。しかし、法改革の進展に伴い、著者らのもとに入会集団のメンバーから相談が寄せられ、自治体の入会林野担当の職員からも相談が増していることが本書のなかに報告されている。

問題を錯綜させる原因として次のような具体的事情が本書のなかで例示されている。「登記面を見ても、これまでの名義変更の原因が相続となっていることも多い。それゆえ次に行われるべき登記も相続登記だと考えてしまう。最初に登記された原因をさかのぼっていくと、共有名義人が市町村から土地の売却を受けたことが記されていることも多い。そうなったのは、字名義のままだと公有財産に編入される恐れがあり、それから逃れるためにそのような手段が選択されたからである。しかし、登記だけを見ると、当該土地は、昔からの入会地ではなく、市町村から土地を共同購入したのだから通常の共有として扱うべきものと錯覚してしまう。登記から真なる所有者を探索していく傾向が強まると、入会地とそうでない土地との区別は、明白ではなくなる。」（「はしがき」vi頁）このように問題発生の経路が示されている。

入会林野維持のための行為と所有者不明土地に付帯する要件との間にある混乱にあって、両者の区別が不明確なまま相続登記の義務化がスタートすると、入会地の登記や帰属に混乱が生じる可能性がある。混乱の要因を探り、あるべき方策を考えるためには、入会権の現状や変遷に関する理解が不可欠であることが強調されている。本書はそのために構想され、今後、必要となる法改革を示したものと説明されており、実に社会性をもった論文集であることが分かる。

以下、本書の章立てに沿って概要をみてみよう。これについては編者による「はしがき」、「序章」での紹介が的確なので自由に引用させていただくこととしたい。

序章（高村）に続き、第1部では、入会権論の歴史と現状、判例と学説の分析を通じて、現代における入会権の意義が示される。今日でも入会権という慣習上の権利に依拠する必要があるのは、入会集団の名で入会地の登記ができず、妥協の産物として様々な登記名義形態が取られてきたからである。真なる所有者が登記名義人ではなく入会権者であることを認めさせるには、入会権に依拠する他なく、その必要性は登記が重視される現代において逆説的に高まることになったという。このような時代認識のもと、第1章（高村）では、様々な名義形態や変則型登記が生じた歴史的要因が説明される。従来の入会権論では、登記にこだわる必要はなく、重要なのは入会慣習とされてきた。しかし、第2章（高村・宮本・林）の京都府南丹市美山町での事例調査からは、入会集団も登記を重視しており、登記名義の形態が離村者や移住者の権利の扱いに影響を与えていること、登記が原因で困難に陥ることを避けるために積極的な工夫を登記に対して実践してきたことが示される。

ここで第2章には、本書全体の長所が出ていることを確認しておきたい。従来の入会権論によれば、入会権の本質は総有であり、それゆえ全員一致制が一般的に妥当する意思決定ルールであると

されてきた。これに対して本書は、規約⁴を通じ意思決定ルールを定めて自治を行う現代の入会集団の実践にこそ法の源を見出すべきことを打ち出している。この考えに従い、入会集団の団体法的特徴を類型に基づき把握し、類型を手懸かりに、適用される法的ルールを導く入会類型論が提唱されている。

第3章（古積）は「入会権の変容と総有」と題され、古典的入会集団から近代的社団に至るまでそれらの特徴、差異がまず解説される。現実に対処する場合にはそれらの変容を前提に類型化の有用性が主張され、本書の課題との関係では、入会集団が権利能力なき社団に変容した場合には、社団の法理が適用されるなど、近年の判例の変化を展望した内容となっている。

第2部では、字名義地等の変則型登記の解消を目指す表題部所有者不明土地適正化法が入会地に与える影響が第4章（高村）で検討される。同法の実施状況の調査から、同法では入会権が存続する土地の変則登記の解消を上手く行いえないことが指摘される。そこから第5章（古積）では、入会権に基づき登記請求権という権利を裁判で行使できることを論証し、共有入会権の登記への反映方法が示されている。

戦後の入会地問題の解決策として導入されたのが入会林野近代化法（1966年）であった。当時の立法の要請から隔たった今日においても現存する法制度である。第3部の第6章（高村）では、同法による入会林野整備低迷の要因として、1）登記名義人の相続人の数が膨れあがった多数共有者型アンチ・コモンズ問題に対処しえないこと、2）入会林野を私有財産化せず地域の財産として保全していく場合、同法が選択肢とはなりえないことが指摘されている。第7章（山下）では、同法に基づき設立された生産森林組合の歩みを総括し、組合解散が相次ぎ、認可地縁団体への移行が増加している要因が分析されている。

本書は、認可地縁団体に旧入会財産が移管される現象を「領域財産化」と捉えているが、新住民にも共有林野や集落の管理運営に対等な立場で参加してもらうため領域財産化を選択した地域もある。第8章（山下・高村）では、領域財産化しても森林管理に低下がみられないことがデータで示されるが、同時に新住民が多い地域では、認可地縁団体への移管は選択されず、旧住民だけで財産管理していく傾向が強いことが確認される。ただしスムーズな移行には必要条件があり、今日の入会集団変化の一類型と考えておいた方がよいとの留意が示される。なお、コモンズ論的観点からは、離村者や新住民の既往林野との関わり次第で、資源管理・経営に寄与する場合もあり、そのダイナミズムを支える法的、制度的フォローも重要になってくると思われる。

一方で、入会林野の利用や管理がなされなくなり、放置されたままとなっている地域も存在するところから、第4部では、このような過少利用問題に計量分析を踏まえて切り込んでいる。第9章（高村）は、「多数共有者型アンチ・コモンズ」状態から管理不全が起きる場合が多いことをセンサスの二次分析から示したものである⁵。これは来るべき法制面での状況緩和が実行されるためにも、実証分析の積み重ねが必要であるとの強い認識に基づいてなされている。第10章（高村）では、入会権消滅後に残された共有地の価値がマイナスである場合、負の共有地問題という新たな社会的ジ

⁴ 高村（2017）において、小繋事件で名高い戒能通孝が、入会組合における事業を定位するものとして規約の重要性をつとに認識し、統合的な規約づくりを戦後の活動（静岡県忍草集落）において自ら実践していたことが論じられている。本書と同様趣旨のアプローチとしてそこに先駆性が認められる。

⁵ この章の内容は、国際コモンズ学会の機関誌に共同研究者とともに寄稿した論文（Takamura et al., 2021）に基づいている。

レンマが発生することを定式化し、それに伴う法的論点を提示している。最後に第11章（古積）として、林野を中心とする入会権の今日的状況への本格的解決には民法の改正が必要であることから、それへの改正案と入会権の登記への反映方法を示す条文改正案の提示を行い、本書全体が締めくくられている。

本書には、8つのコラムが関連する章の終わりに付けられていることに触れておこう。法学だけではなく自然科学からの知見によるインプットもあり、本論での展開と並行しながら補強する議論の掲載という工夫がなされている。とりあげられたテーマをみると、「法と経済学からみたアンチ・コモンズ論」、「小繋事件」、「針葉樹人工林と広葉樹林」、「法学説の社会的機能」、「イギリスでの入会権登記とそのジレンマ⁶」、「中村吉治の村落共同体論」、「もう一つのアンチ・コモンズとしての零細分散錯圃⁷」、「鳥取県日南町での共有林の持分統合の試み」などである。

本書の出版事情という点では、本書をかの有名な基本書、川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三編『入会権の解体』I、II、III（1959、61、68年）の後継としたいという出版社の熱意も明かされ、著者たちの執筆意欲を掻き立てたと想像される。入会権まわりにはなおやり残されたことも多い。高村氏によれば、「最近では、縮退時代の土地利用戦略として私有地への林間放牧が再生・拡大したり、世帯数が少なくなった集落同士が連携して農山村の空間管理を担ったりする現象も見られる。地役的入会や村々入会には、今後の農山村の土地利用を考えるためのヒントもある」（x頁）と、これからの入会の調査研究のプログラムも示されている。後続研究が待たれるところである。

このように本書は、現代において入会権を理解し、今後の法改革や物権法改正で入会権を論じるための基本文献となることを目指したものであることが分かる。所有者不明土地の困難事例の多くは、入会由来の共有地であることも多く、入会権への理解なくして真の問題解決はありえない。本書では、所有者不明土地問題の実務に携わる裁判官、登記官、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、入会林野整備や森林経営管理制度の実施を担う自治体職員にとっても有益となるよう、ポイントを明確にした記述がなされており、「はしがき」に加え本論のコンパクトな要約でもある「序章」を置き、読者にインパクトを与える構成となっていることも書き添えておきたい。

参考文献

五十嵐敬喜編著（2016）『現代総有論』法政大学出版局。

高村学人（2017）「過少利用時代からの入会権論再読：実証分析に向けた覚書」『土地総合研究』2017年春号、40-68頁。

Takamura, G., T. Nishide, Y. Kanazawa, and M. Hayashi. 2021. "Bundle of Rights Reversed: Anticommons in a Japanese Common Property Forest due to Legitimization." *International Journal of the Commons*, 15(1), 259-275

⁶ 本コラムの後半に記載されているイギリスのコモンズ・カウンスルの設置例には興味深いものがある。高村（2017）に詳述があるが、資源保護、環境保全の観点から個別あるいは隣接するコモンズの権利者のみならず周辺住民や専門家を加え、ある程度の財政支援を得て協議会（カウンスル）を設置し、利害の調整を行っているものである。

⁷ 彦根市新海町の圃場90haは、約130戸の土地所有者に分かれかつ分散して空間的アンチ・コモンズの状態にあったが、営農自体は8者の担い手に連担化を図り問題を解消しているケースがある（五十嵐編著，2016：235頁を参照）。